

朝日町元気なまち応援商品券を 受け取られていないかたへ



朝日町元気なまち応援商品券については、9月18日から郵便局を通じて全世帯へ配布をおこなったところですが、お届け時にご不在だった場合は不在票を投函しておりますが、郵便局での保管期限は1週間となっており、保管期限を経過したものについては、役場にてお預かりしております。

商品券を受け取られていないかたについては、産業建設課窓口にてお渡しするか、お電話にて再送依頼があれば、最初に送付した住所に再送します。

【役場窓口にてお渡しする場合】

お渡し時間 平日 8時30分～17時15分 ※土日祝日・年末年始はお渡しできません。

お渡し期限 令和3年2月26日（金）までです。早めの受け取りをお願いします。

お渡し方法 窓口において身分証明書等の確認と受領書に署名をいただいた後、お渡しします。

●世帯主または世帯員が受け取られる場合

窓口にお越し下さるかたの本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等）をご持参ください。

●世帯主または世帯員以外のかた（代理人）が受け取られる場合

委任状と代理人の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード等）をご持参ください。なお、委任状は任意の様式でも構いません。

【注意事項】

世帯内でトラブルが無いよう、十分協議したうえで、受け取りをお願いします。

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

新型コロナウイルス感染症の影響に かかる事業者への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による急激な収入減となっている事業者の負担軽減や今後の経済活動を支援するため、町内全ての事業者の水道料金の基本料金6ヶ月分を免除します。

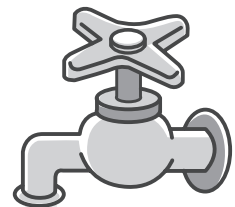
免除期間

令和2年度 第2期（6月7月分） 令和2年度 第3期（8月9月分）
令和2年度 第4期（10月11月分）

申請締切日 **12月25日（金）**

※令和2年5月15日までに営業を開始し、朝日町上下水道課と給水契約を結んでいる事業者（事業用施設）が対象となります。

※すでに水道料金を支払い済みの場合は還付させていただきます。



問い合わせ先 上下水道課 TEL 377-3334